

デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 株式会社マルニ, J A三井リース建物株式会社
- 2 届出日 平成 29 年 12 月 27 日
- 3 店舗の名称 デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店
- 4 店舗設置者 株式会社マルニ, J A三井リース建物株式会社
- 5 店舗所在地 名取市上余田千刈田 2 番地 9
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1, 528 m²
(変更後) 2, 521 m²
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 92 台
(変更後) 129 台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 16 台
(変更後) 26 台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 115 m²
(変更後) 155 m²
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 19.69 m³
(変更後) 26.17 m³
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社マルニ 午前 9 時から午後 9 時まで
(変更後) 株式会社マルニ 午前 9 時から午後 9 時まで
株式会社ツルハ 午前 9 時から午前 0 時まで
 - (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
(変更後) 午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 9 時まで
荷さばき施設② 午前 6 時から午後 8 時 30 分まで
(変更後) 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 9 時まで
荷さばき施設② 午前 6 時から午後 8 時 30 分まで
荷さばき施設③ 午前 6 時から午後 9 時まで

7 変更する年月日

平成30年8月28日

8 事務手続き等

- ・公告年月日：平成30年1月17日
- ・縦覧期間：公告の日から平成30年5月17日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：平成30年2月9日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会：平成30年4月27日
- ・市町村等からの意見書提出期限：平成30年5月17日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：平成30年8月27日（届出から8か月以内）

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場出入口の数 4箇所

住民説明会の実施状況

開催日時	平成30年2月9日（金）午後6時から
開催場所	名取市 文化会館 名取市増田字柳田520番地
出席人数	4人

質問事項	回答内容
新しいツルハ棟北側にある敷地は利用しないのか。	調整池として機能する場所なので、都市計画法の法令上建物を建てたりできないことになっています。 →指針の対象外
出口に一時停止看板を設置し、県道と市道の交差点にカーブミラーを設置できないか。	それぞれ検討いたしますが、カーブミラーは道路上の設置になるため、ご意見にこたえられない可能性があります。 →県の意見は不要

名取市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
店舗の規模等の拡大によって増加が予想される事業系一般廃棄物については、「名取市一般廃棄物収集運搬許可業者」と契約を行い、適正に処理されたい。	廃棄物の処理・運搬については、許可業者であることを確認し、その業者と契約を行い、適切に処理いたします。 →県の意見は不要
設置される施設が騒音規制法、振動規制法及び特定施設に該当するときは名取市に届け出るとともに、周辺の生活環境に支障を及ぼすことの無いよう、必要な措置を講じ適正な維持管理に努められたい。	特定施設となる機器が設置される場合は、事前に名取市と協議を行い、必要な届出を行います。また、設備の定期点検等を行い、適正な維持管理に努めます。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社マルニ， J A三井リース建物株式会社	
届 出 年 月 日	平成29年12月27日	
店 舗 名 称	デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店	
所 在 地	名取市上余田千刈田2番地9	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	